

旭川市障害者計画等策定部会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく旭川市障がい福祉計画・旭川市障がい児福祉計画（以下「障がい福祉計画等」という。）の策定に関して必要な事項を審議するため、旭川市社会福祉審議会条例施行規則（平成20年旭川市規則第24号）第4条第1項の規定により、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に旭川市障害者計画等策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(臨時委員)

第2条 前条に掲げる審議を行うため、旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）第4条第2項の規定により臨時委員を置く。

2 前項の臨時委員は、次の団体に所属する者又はその団体の推薦により選任する。

- (1) 旭川盲人福祉協会
- (2) 一般社団法人旭川ろうあ協会
- (3) 北海道難病連旭川支部
- (4) 一般社団法人旭川身体障害者福祉協会
- (5) 旭川精神障害者家族連合会
- (6) 旭川障害者スポーツ協会
- (7) 旭川市特別支援学級設置学校長協会
- (8) 旭川公共職業安定所
- (9) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会
- (10) 特定非営利活動法人カムイ大雪バリアフリー研究所
- (11) 旭川地域児童デイサービス等連絡協議会

(組織及び任期)

第3条 部会は委員21名で組織し、その任期は障がい者計画及び障がい福祉計画等の策定に係る審議終了までとする。

(部会長)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議)

第5条 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 第2条第2項各号に掲げる部会委員に対する報酬等は、旭川市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

旭川市障害者計画等策定部会名簿

氏名	委員の推薦団体	備考
阿部 龍雄	旭川障害者スポーツ協会	臨時委員
五十嵐 広平	旭川精神障害者家族連合会	臨時委員
五十嵐 真幸	NPO法人カムイ大雪バリアフリー研究所	臨時委員
伊藤 光子	旭川地域児童デイサービス等連絡協議会	臨時委員
大内 祥一	一般社団法人旭川ろうあ協会	臨時委員
小川 博	東海大学	
小原 直人	旭川社会福祉施設協議会	令和2年6月から
加藤 健二	旭川盲人福祉協会	臨時委員
川原田 聡	旭川公共職業安定所	臨時委員 令和2年6月から
神田 典行	一般社団法人旭川身体障害者福祉協会	臨時委員
熊田 広樹	旭川大学	
嗟 峨 浩樹	市民公募	
佐々木 力	北海道難病連旭川支部	臨時委員
佐藤 浩徳	旭川市特別支援学級設置学校長協会	臨時委員
竹田 龍寿	旭川公共職業安定所	臨時委員 令和2年3月まで
猫山 房良	旭川民生委員児童委員連絡協議会	臨時委員
林 春夫	旭川社会福祉施設協議会	令和2年3月まで
尾藤 みほ	旭川市自立支援協議会	
松林 邦昭	旭川市社会福祉協議会	
松原 朗	NPO法人旭川障害者連絡協議会	
松山 伸	NPO法人旭川障害者連絡協議会	
三浦 寿美子	市民公募	
山賀 慎一	旭川市医師会	審査部会委員

(五十音順, 敬称略)

旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に関して円滑な推進及び調整を図るため、旭川市障がい者計画策定庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進及び調整に関すること
- (2) 計画の見直しに関すること
- (3) その他障がい者福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉保険部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、障害福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。
- 4 委員長は、前条第4項に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第5条 委員長は、やむを得ない理由があるときは、会議の招集に代えて、書面により会議を行うことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保険部障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	政策調整課長，財政課長，広報広聴課長
地域振興部	都市計画課長
総務部	人事課長，公共施設マネジメント課長
防災安全部	防災課長，交通防犯課長
市民生活部	市民生活課長，市民活動課長，地域まちづくり課長
福祉保険部	福祉保険課長，長寿社会課長，介護保険課長，生活支援課長
子育て支援部	子育て支援課長，こども育成課長，母子保健課長，旭川市子ども総合相談センター所長，旭川市愛育センター所長
保健所	保健総務課長，健康推進課長，保健指導課長
環境部	旭川市クリーンセンター所長
経済部	経済総務課長
観光スポーツ交流部	スポーツ課長
農政部	農業振興課長
建築部	建築総務課長，市営住宅課長，建築指導課長
土木部	土木総務課長，土木管理課長，公園みどり課長，土木事業所長
消防本部	市民安心課長，指令課長
学校教育部	学務課長，教育指導課長
社会教育部	文化振興課長
選挙管理委員会事務局	次長

計画の策定経過

ア 庁内

実施期間		実施内容
1	令和2年1月15日 (庁内策定会議)	第4次旭川市障がい者計画策定の趣旨について 第4次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて 第4次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和2年4月13日 ～令和2年5月29日 (全庁照会)	第3次旭川市障がい者計画の進捗状況確認
3	令和2年8月19日 ～令和2年8月28日 (庁内策定会議)	第3次旭川市障がい者計画の進捗状況について 障がい者団体との意見交換会の結果について 第4次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査の結果について 第4次旭川市障がい者計画体系案について
4	令和2年10月15日 ～令和2年11月4日 (全庁照会)	第4次旭川市障がい者計画素案に対する意見等について

イ 市民

開催年月日・実施期間		実施内容
1	令和2年4月6日～ 令和2年5月25日	第4次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査
2	令和2年6月30日	障がい者関係団体（13団体）との意見交換会
3	令和2年12月21日 ～令和3年1月26日	「第4次旭川市障がい者計画（素案）」に対する意見等の募集（パブリックコメント） 9者（個人8人，団体1団体）から意見提出

ウ 旭川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 障害者計画等策定部会

開催年月日		審議内容等
1	令和2年2月17日	部会長の選出について 職務代理者の指名について 第4次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて 第4次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和2年8月13日	第3次旭川市障がい者計画の進捗状況について 第4次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査の結果について 障がい者関係団体との意見交換結果について 第4次旭川市障がい者計画の体系案について
3	令和2年11月19日	第4次旭川市障がい者計画の素案について
4	令和3年2月15日	第4次旭川市障がい者計画素案に対する意見提出手続の結果について 第4次旭川市障がい者計画最終案について